

○ 路外駐車場設置(変更)届

(1) 設置届、設置変更届（駐車場法第12条）

《届出に必要な書類》

設置する際、あらかじめ届出してください。届出は2部必要です。

設置（変更）届出に必要な書類

番号	必 要 書 類	縮 尺	備 考
1	設置変更届出書		様式1（駐車場法施行規則第2条）
2	付近見取図	1/10,000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条届出書		<u>2号様式</u> （特定路外駐車場のみ）

ア）駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車場施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。

イ）建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。（スロープ勾配を必ず記入下さい。）

○平面図（1/200以上）：駐車場のある階のみで足ります。

○立面図（1/200以上）：2面以上

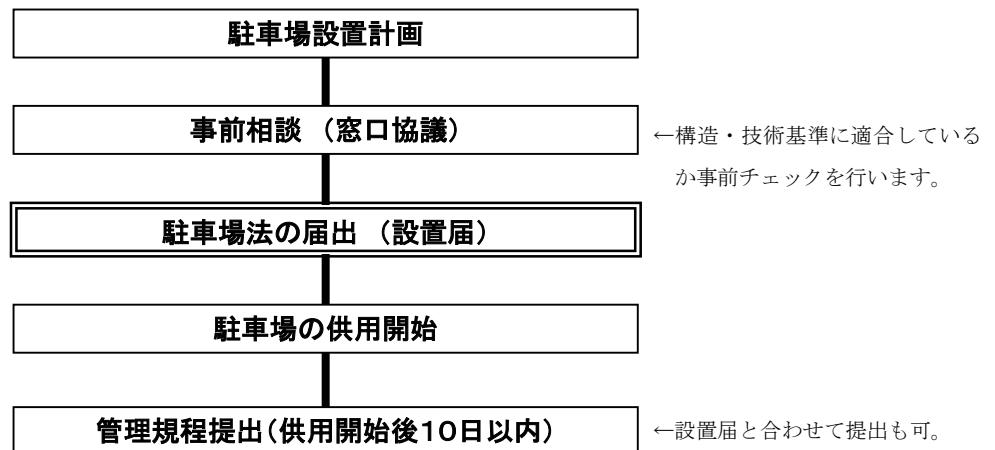
○断面図（1/200以上）：2面以上

ウ）一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で標示してください。

エ）第2号様式については、平成18年12月20日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置届と併せて届出してください。

(2) 手続きの流れ

＜届出駐車場を設置しようとする場合＞



＜届出駐車場の内容を変更とする場合＞

